

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：江北町

令和 8 年 7 月 1 3 日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9%
全職員	70.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	96.3%
26～30年	100.2%
21～25年	106.9%
16～20年	100.8%
11～15年	100.8%
6～10年	87.4%
1～5年	79.2%

【説明欄】

- ・「全職員」区分において女性の全職員のうち会計年度任用職員が約 63% を占めていることから割合が下がっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため記載なし。
- ・指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- ・勤続年数別の 36 年以上は女性職員がいないため。
- ・「1～5 年」の区分において、比較的長い職歴がある男性職員の方が女性職員より多いことから割合が下がっている。
- ・「6～10 年」の区分において、男性の役職職員の割合が多いことから割合が下がっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	2 5 . 0 %

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点
- ・ 男女別管理職登用比率は、女性 5 . 7 %、男性 1 0 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	2 5 . 0 %
本庁課長補佐相当職	2 6 . 7 %
本庁係長相当職	3 3 . 3 %

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点
- ・ 本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため記載なし。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	0 %
女性	1 0 0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	0 %	0 %	— %	— %
1 月超 3 月以下	0 %	0 %	— %	— %
3 月超 6 月以下	0 %	0 %	— %	— %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	— %	— %
9 月超 12 月以下	0 %	0 %	— %	— %
12 月超 24 月以下	0 %	1 0 0 %	— %	— %
24 月超	0 %	0 %	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員については、取得対象職員なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7. 9時間／月
内部部局等以外	4. 5時間／月

【説明欄】

・R7.7 に参議院議員通常選挙、R8.2 に衆議院議員総選挙が執行されたため、当該月は時間外勤務が例年より増えている。